

久米南町地域防災計画

【風水害等対策編】

令和2年3月

久米南町防災会議

目 次

第1編 総 則	1
第1章 総則	1
第2章 防災会議	4
第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第4章 久米南町の概要	17
第2編 災害予防計画	18
第1章 防災業務施設・設備等の整備	18
第2章 防災業務体制の整備	21
第3章 自然災害予防対策	25
第1節 治山対策	25
第2節 造林対策	27
第3節 砂防対策	28
第4節 河川防災対策	30
第5節 ため池等農地防災対策	32
第6節 文教対策	33
第7節 文化財保護対策	35
第8節 危険地域からの移転対策	36
第4章 事故災害予防対策	37
第1節 道路災害予防対策	37
第2節 鉄道災害予防対策	38
第3節 大規模な火災予防対策	39
第4節 林野火災の防止対策	40
第5節 危険物等保安対策	42
第6節 高圧ガス保安対策	43
第7節 火薬類保安対策	44
第5章 複合災害対策	45
第6章 防災活動の環境整備	46
第1節 防災訓練	46
第2節 防災意識の普及	49
第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	54
第4節 企業防災の促進	56
第5節 住人及び事業者の地域防災活動の推進	57
第6節 災害教訓の伝承	58
第7章 要配慮者等の安全確保計画	59
第8章 防災対策の整備・推進	63

第1節	防災に関する調査研究の推進	63
第2節	緊急物資等の確保計画	64
第3節	公用用地等の有効活用	65
第4節	被災者等への的確な情報伝達活動	65
第3編	災害応急対策計画	66
第1章	防災組織・防災体制	66
第2章	防災活動	72
第1節	予報及び警報等	72
第2項	通信連絡	77
第3項	情報の収集・伝達	81
第3章	災害広報及び報道	87
第4章	罹災者の救助保護	89
第1節	災害救助法の適用	89
第2節	避難の勧告等及び避難所の設置	92
第3節	救助	101
第4節	食料の供給	102
第5節	飲料水の供給	104
第6節	被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	105
第7節	医療・助産	106
第8節	遺体の搜索・検視・処理・埋火葬	107
第9節	防疫・保健衛生	109
第10節	廃棄物処理等	111
第11節	住宅の仮設、応急修理及び障害物の除去	113
第12節	文教災害対策	115
第5章	交通規制	117
第6章	輸送	119
第7章	水道の供給	120
第8章	防災営農	122
第9章	水防	124
第10章	流木の防止	126
第11章	雪害対策	127
第12章	事故災害応急対策	129
第1節	道路災害対策	129
第2節	鉄道災害対策	131
第3節	大規模な火災対策	132
第4節	林野火災対策	133
第5節	危険物等災害対策	135
第6節	高圧ガス災害対策	137

第7節	火薬類災害対策	139
第8節	有害ガス等災害対策	140
第13章	集団事故災害対策	141
第14章	自衛隊の災害派遣	143
第15章	広域応援・雇用	148
第16章	ボランティアの受け入れ、活動支援計画	150
第17章	義援金の募集、受付、配分	152
第4編	災害復旧・復興計画	153
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	153
第2節	被災者等の生活再建等の支援	153
第3節	被災中小企業の復興の支援	154
第4節	公共施設等災害復旧事業	155
第5節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	156
第6節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	158

第1編 総則

第1章 総則

第1 計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、久米南町防災会議が久米南町の地域に係る地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たっては、国、県及び町並びに各防災関係機関は、国土強靱化計画及び岡山県国土強靱化地域計画の基本目標等を踏まえ、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、国及び県並びに町を中心に住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県及び町、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じていく。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる災害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

第2 計画の構成

久米南町地域防災計画は、「風水害等対策編」、「震災対策編」をもって構成するものとする。

本計画は、「風水害対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上における基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

本計画は、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」及び「災害復旧・復興計画」の3本柱で構成し、これを補完するため「資料編」別冊で作成する。

[久米南町地域防災計画（風水害対策編）]

資料編	第1章	総則
	第2章	災害予防計画
	第3章	災害応急対策計画
	第4章	災害復旧・復興計画

第3 災害の想定

本計画の作成に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、過疎化等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。なお、「震災対策編」は別冊とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 上記1・2のほか異常気象による災害
- 4 大規模な火災
- 5 危険物の爆発等による災害
- 6 可燃性ガスの漏えい・拡散等による災害
- 7 有害ガスの漏えい・拡散等による災害
- 8 道路構造物の被災等による道路災害
- 9 鉄道における災害
- 10 航空機事故による災害
- 11 その他の特殊災害

第4 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 町本部
久米南町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部
岡山県災害対策本部をいう。
- (3) 町本部長
久米南町災害対策本部長をいう。
- (4) 県地方本部
岡山県地方災害対策本部をいう。
- (5) 県現地本部
岡山県現地災害対策本部をいう。
- (6) 町防災計画

- 久米南町地域防災計画をいう。
- (7) 県防災計画
岡山県地域防災計画をいう。
- (8) 県本部長
岡山県災害対策本部長をいう。
- (9) 県地方本部長
岡山県地方災害対策本部長をいう。
- (10) 県現地本部長
岡山県現地災害対策本部長をいう。
- (11) 県水防計画
水防法（昭和24年法律第193号）第7条に基づき知事が定める岡山県水防計画をいう。
- (12) 県水防本部
県水防計画に定める岡山県水防本部をいう。
- (13) 県水防本部長
県水防計画に定める岡山県水防本部長をいう。
- (14) 県警察
岡山県警察をいう。
- (15) 防災関係機関
町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (16) 避難場所
災害の危険が切迫した場合に、一時的に何を逃れるために緊急に避難する施設や場所。
- (17) 指定緊急避難場所
災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として町長が指定したもの。
- (18) 指定避難所
災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の規準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として町長が指定したもの。
- (19) 避難所
公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。
- (20) 要配慮者
高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を有する者。従来の「災害時要配慮者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
- (21) 避難行動要支援者
要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

第2章 防災会議

1 町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置され、町の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

2 町地域防災計画等の作成又は修正

(1) 町地域防災計画

町防災会議は、災害対策基本法42条の規定に基づき町地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

町地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、町で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、町地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

(2) 地区防災計画

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び該当地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

資料編 資料26 久米南町防災会議条例

資料編 資料27 久米南町防災会議運営要綱

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 町

町は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受け入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。
- (14) 被災児童に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- (15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (17) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

2 県

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 町が実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法、地すべり等防止法に基づく立退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体が実施する水防活動及び町が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。

- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくはあっせんを行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (20) 指定行政機関に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- (21) 町長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (22) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (23) 町が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (24) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について、必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (25) 町が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (26) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- (27) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

3 県警察

- (1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

4 指定地方行政機関

[中国四国管区警察局]

- (1) 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち合わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。
また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保険衛生所の被害状況等の把握を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）]

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。

- (4) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- (5) 町長、知事から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
- (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局）]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (3) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪航空局（岡山空港出張所）]

- (1) 岡山空港の管理の監督に関する業務を行う。なお、岡南飛行場については、大阪空港事務所がこれを行う。
- (2) 管理する航空保安施設等の管理運用を行う。
- (3) 航空機の運航の監督及び航行の方法に関する業務を行う。
- (4) 航空情報に関する業務を行う。
- (5) 障害物件等の設置について、空港管理者への必要な助言を行う。
- (6) 航空機による輸送の確保に関し、必要な措置を講じる。
- (7) 岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故の処理に関する業務を行う。
なお、岡山空港及びその周辺を除く地域における航空機事故の処理は大阪空港事務所が行う。

[大阪管区气象台（岡山地方气象台）]

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報、警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報、津波警報、津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
- (6) 町や県、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (7) 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

[中国総合通信局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- (4) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

[岡山労働局]

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏えい防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する指導監督等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。

(8) 災害原因調査を行う。

[中国地方整備局（岡山国道事務所）]

- (1) 気象、水象について観測する。
- (2) 一般国道 53 号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。
- (3) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施する。

[中国四国防衛局]

- (1) 米軍及び自衛隊の艦船、航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関すること。
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

[中国地方測量部]

- (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力
- (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

5 自衛隊（陸上自衛隊第 13 特科隊）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動の内容は、災害状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 災害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の捜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (7) 応急医療・救護・防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 炊飯及び給水を行う。
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。

- (11) 危険物の保安及び除去を行う。
- (12) その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で処理可能なものについては、所要の措置をとる。

6 指定公共機関

[日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）]

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便はがき等の寄附金の配分を行う。

[日本銀行（岡山支店）]

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、必要な措置を講じる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

(4) 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ、関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

上記(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施する。

[西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）]

- (1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- (2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等の警報を町へ連絡する。

[株式会社NTTドコモ（岡山支店）KDDI株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本赤十字社（岡山県支部）]

- (1) 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- (2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し、給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- (4) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- (5) 義援金の募集等を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]

- (1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難勧告等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力ネットワーク株式会社（津山ネットワークセンター）]

- (1) 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。
- (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

[日本通運株式会社（岡山支店）]

- (1) 災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

7 指定地方公共機関

[各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）]

日本放送協会に準ずる。

[一般社団法人岡山県トラック協会]

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社に準ずる。

[公益社団法人岡山県医師会]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動を実施する。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※ 日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（JMAT（ジェイマット））。

[公益社団法人岡山県看護協会]

公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

[一般社団法人岡山県LPガス協会]

- (1) LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- (2) 災害時におけるLPガス供給の確保を図る。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[水防管理団体]

- (1) 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
- (2) 水防計画の作成及びその実施を推進する。

[水道事業者]

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

[農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、商工会等）]

被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

[文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、赤十字奉仕団、婦人会等）]

被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

[危険物施設の管理者]

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[災害拠点病院]

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- (2) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- (4) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出しを行う。

※災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマット））

災害の急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

[災害時精神科医療中核病院]

- (1) 災害時にひっ迫する精神医療について診療機能を提供する。
- (2) 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。
- (3) 被災により入院機能が低下した精神医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを行う。
- (4) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れ・派遣を行う。

※災害派遣精神医療チーム（DPAT（ディーパット））

災害の急性期（おおむね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。

[その他重要な施設の管理者]

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。

第4章 久米南町の概要

1 地 勢

町は、岡山県のほぼ中央部久米郡の東南部に位置し、地形は東西約9km、南北約11.5kmで面積は、78.65km²、東は久米郡美咲町（旧柵原町）及び赤磐市（旧吉井町）に、南西は岡山市（旧建部町）に、北は久米郡美咲町（旧中央町）に接している。

交通面では、国道53号線が中央部縦断しており、また、国道とほぼ平行する形でJR津山線（弓削駅、神目駅、誕生寺駅）が通るなど、比較的交通の利便性は高い地域である。

また、誕生寺川が中央部を南流して旭川に合流しており、片目川、紅梅川、塩之内川、全間川、中田川等の小川がこれにそそいでいる。

平地は、誕生寺川に沿って細長く、小川沿いにも平地があるが、それ以外は急傾斜地である。

2 気 候

本町の気候は、概ね瀬戸内型気候に属し、年間を通じて、降雨量、降雪量とも少ない。また、暴風雨も比較的少ない。

年間降水量 1,507 mm

年間平均気温 15.4℃

第2編 災害予防計画

第1章 防災業務施設・設備等の整備

町は、処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を設備充実する。また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

第1 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

第2 消防施設・整備等

- 1 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活動に努める。
- 2 町は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施する。
- 3 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火体制の整備と相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

第3 通信施設・設備等

1 災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、町外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

さらに、岡山県情報ハイウェイの非常用電源、接続拠点施設の浸水対策等を強化することにより、災害においても安定した通信を確保し、web サイト、電子メール等を通じた町民への各種防災情報の安定提供に努める。

なお、災害時の情報収集伝達等を迅速かつ確実に行うため、岡山県防災情報ネットワークを機能強化する。

2 医療情報

消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

町は、国及び県、医療機関と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 防災情報

町は、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、雨量、水位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報を web サイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等を通じて住民へ提供する岡山県総合防災情報システムの機能を有効に活用する。

資料編 資料 1 関係機関連絡先

第4 水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、麻袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

資料編 資料 12 重要水防箇所

第5 救助施設・設備等

1 町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。指定した、緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

2 町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図る。

3 指定避難所について町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- 4 町は、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係課や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 5 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 6 指定された指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 7 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。
- 8 必要な物資の備蓄に当たっては、住民が最低限備蓄すべきものや町と県等の役割分担を明確にした上で、計画的な備蓄を進める。

第6 医療救護用資機材等

- 1 町は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用薬品、医療資機材等の確保に努める。
- 2 町は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

第7 その他の施設・整備等

災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等の整備、改善及び点検を実施する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。

資料編 資料4 指定緊急避難場所及び指定避難場所一覧

資料編 資料5 福祉避難所一覧

資料編 資料6 その他避難場所一覧

第2章 防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 町は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。
- 2 町は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 町は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- 4 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

第2 情報収集・連絡体制

- 1 町は、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。
- 2 機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、道路、河川ライブカメラを始めとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- 3 衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線（個別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 4 町は、関係機関と相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 5 災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。
- 6 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
 - (1) 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - (2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
 - (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

- (5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅ろうな場所への設置等

第3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

- 2 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 3 町は、避難指示（緊急）等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 4 町は、相互応援協定の締結に当たって、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- 5 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 6 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 7 町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

- 8 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- 9 町は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。
- 10 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。
- 11 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- 12 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、町、国、県、河川管理者、水利管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係、利水ダム管理者等の多様な関係で、密接な連携体制を構築する。
- 13 町は、大規模・長時間の停電が発生した場合、中国電力ネットワーク株式会社への効率な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。

資料編 資料 30～資料 58 災害時協定

第4 業務継続体制の確保

- 1 町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の見直し等により業務継続性の確保を図る。
- また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
- 2 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の見直し等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員のパルティ体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理を行う。

- 3 町は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- 4 町は、躊躇なく避難指示（緊急）等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、該当業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3章 自然災害予防対策

町は、風水害に強い町土の形成を図るため、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進する。事業実施に当たっては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第1節 治山対策

1 方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

2 実施主体

建設水道課

3 実施内容

(1) 山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

特に、流木災害が発生するおそれがある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。

(2) 水源地域整備事業

水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

(3) 防災林造成事業

雪崩、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。

(4) 地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。

(5) 山地災害危険地区調査

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

(6) 山地災害危険地区等の周知

町は、山地災害危険地区等の町防災計画への掲載、情報の提供及び現地への標示板の設置等を行う。

(7) 防災工事の実施

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、

幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、保育園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

資料編 資料7 砂防指定地

第2節 造林対策

1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

2 実施主体

産業振興課

3 実施内容

- (1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため適切な間伐等の保育を普及啓発する。
- (2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

第3節 砂防対策

1 方針

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

また、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するために、適切に土砂災害警戒情報を発表する。

さらに、重大な土砂災害の急迫している状況においては、町長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を発表する。

2 実施主体

総務企画課、建設水道課

3 実施内容

(1) 土砂災害危険箇所の点検

町は県と、連携して土砂災害危険箇所を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。

町は、上記危険箇所について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

[土砂災害危険箇所]

- ・土石流危険渓流
- ・地すべり危険箇所
- ・急傾斜地崩壊危険箇所

(2) 警戒避難体制の整備等

町防災会議は、警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定める。

- (ア) 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項
- (イ) 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
- (ウ) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (エ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- (オ) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

警戒区域の指定を受けた町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行わ

れるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(3) 警戒避難体制の支援

ア 土砂災害警戒情報等

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するため、岡山県と岡山地方気象台は厳重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で土砂災害警戒情報を発表し、町長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、岡山県土砂災害危険度情報を提供する。

イ 緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、町長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

(4) 防災工事の実施

土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。

ア 砂防事業

土石流や流木を捕捉する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

イ 地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が5戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて防止施設の整備を図る。

エ 雪崩対策事業

豪雪地帯に指定された町において、積雪による雪崩災害に対処するため予防柵、防止柵等の雪崩防止施設の整備を図る。

- 資料編 資料 8 土石流危険溪流
- 資料編 資料 9 土砂災害警戒区域等指定箇所
- 資料編 資料 10 地すべり危険箇所（法律指定箇所一覧）
- 資料編 資料 11 山腹崩壊危険地区
- 資料編 資料 12 崩壊土砂流出危険地区

第4節 河川防災対策

1 方針

洪水等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。また、河川改修だけでは限界があるため、住民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実などソフト対策にも努める。

2 実施主体

建設水道課

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

ア 洪水浸水想定区域の指定、公表等

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他のものへ周知する。

イ 円滑かつ迅速な避難の確保

町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予想、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

・要配慮者利用施設等

高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

(2) 河川改修事業等の実施

ア 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去等を実施する。また、緊急度の高い箇所から樹木伐採等を実施する。

イ 河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施工するとともに、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。また、浸水実績等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的・段階的な河川整備に努める。

ウ 総合治水対策

近年、流域の開発等に伴い、水害リスクの高まっている地域においては、河川改修などの治水対策を積極的に進めるとともに、その流域の持つ保水・遊水機能を適正に確保するなどの総合的な治水対策を推進することにより、水害の防止又は軽減を図る。

4 関連調整事項

(1) 危険箇所の実態把握

水源から河口に至る水系全流域について一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

(2) 重要水防箇所の見直し

毎年、出水期前に重要水防箇所の見直しを実施する。

(3) 利水施設の設置及び運営

発電やかんがい用のダム等利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で、適切に行うよう考慮する。

(4) 他事業との調整

ア 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

イ 農地排水など排水対策事業との調整を行うよう考慮する。

(5) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

資料編 資料 2 要配慮者利用施設

資料編 資料 13 重要水防箇所

第5節 ため池等農地防災対策

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて町土の保全に資する。

2 実施主体

建設水道課

3 実施内容

(1) ため池整備

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点ため池」という。）のうち、老朽化の著しいものや早急に整備を要するものについて、堤体の改修及び補強その他必要な管理施設の新設、改良又は廃止を推進する。また、防災重点ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。

(2) 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、排水機、樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

(3) 用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水、塩害の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路、堰堤等の新設、改修を計画的に実施する。また、排水路については、町等の管理者が適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

(4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設、改修を行う。

(5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

4 関連調整事項

(1) ため池の危険箇所を十分把握し、それを基に改修工事等を実施するよう考慮する。

(2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

(3) 土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、「第3節 砂防対策」に定めるところによる。

資料編 資料14 防災重点ため池

第6節 文教対策

1 方針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 実施主体

教育課

3 実施内容

(1) 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識の醸成及び技能の向上

町は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配付、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上を図る。

エ 防災意識の普及

町は、PTA、婦人団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園と町の連絡・連携体制の構築に努める。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

(4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては、十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を講じる。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い、整備に留意する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう、適切な予防措置を講じる。

第7節 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 実施主体

教育課

3 実施内容

- (1) 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- (3) 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- (5) 文化財及び周辺環境の整備を実施する。

第8節 危険地域からの移転対策

1 方針

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

2 実施主体

総務企画課、建設水道課

3 実施内容

(1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適當な区域にある住居の集団的な移転の促進を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第4章 事故災害予防対策

第1節 道路災害予防対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

2 実施主体

総務企画課、建設水道課

3 実施内容

(1) 道路防災対策

ア 町は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ 災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

(2) 交通管理体制の整備

町、県、県警察等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(3) 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

4 関連調整事項

関係者は、交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう配慮する。

第2節 鉄道災害予防対策

1 方針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

2 実施主体

総務企画課

3 実施内容

(1) 鉄軌道交通の安全のための啓発

町は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 安全施設等の整備

町は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体交差化又は道路との立体交差化等安全施設整備事業を推進する。

第3節 大規模な火災予防対策

1 方針

大規模な火災の発生の防止や大規模な火災から住民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

2 実施主体

総務企画課

3 実施内容

(1) 災害に強いまちの形成

ア 町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な基盤施設等の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図る。

イ 町は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(2) 防災知識の普及

町は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

(3) 消火活動関係

ア 町は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 町は、平常時から消防機関、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

ウ 町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4節 林野火災の防止対策

1 方針

住民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 実施主体

総務企画課、産業振興課

3 実施内容

(1) 林野火災予防意識の啓発

ア 山火事予防協議会等の開催

町は、山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

イ 広報活動による啓発宣伝

町は、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

(2) 警報伝達の徹底

ア 町は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、町条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 町は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発表する乾燥注意報及び火災気象通報を受けるときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

(3) 巡視、監視の強化

町は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

(4) 火入れ指導の徹底

火入れに当たって、町は、火入れに関する条例を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発令時には自粛を呼びかける。

(5) 森林の防火管理の徹底

町は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標識板等の保護、保護管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設の整備

ア 町は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

イ 町は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

町は、平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

第5節 危険物等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施主体

総務企画課、税務住民課

3 実施内容

町は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 保安意識の高揚

町は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

(2) 保安の強化

ア 町は、関係法令の定めるところにより、危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

イ 町は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

(3) 事故原因の究明

町は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(4) 危険物等の大量流出時の対策

ア 町は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 町は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 町は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

4 関連調整事項

町及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第6節 高圧ガス保安対策

1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施主体

総務企画課、税務住民課

3 実施内容

町は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 保安意識の高揚

町は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

- ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知
- イ 保安講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガスの取扱指導
- エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

(2) 保安指導の強化

町は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

- ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 事故原因の究明

町は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

4 関連調整事項

町及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第7節 火薬類保安対策

1 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施主体

総務企画課、税務住民課

3 実施内容

町は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 保安意識の高揚

町は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

- ア 火薬類取締法等関係法令の周知
- イ 保安講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類の取扱い指導
- エ 危害予防週間の実施

(2) 保安指導の強化

町は、関係法令の定めるところにより、火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

- ア 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化
- イ 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 事故原因の究明

町は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

4 関連調整事項

町及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第5章 複合災害対策

1 方針

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

2 実施主体

全課

3 実施内容

（1）対応計画の作成

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう、対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

（2）訓練の実施

町は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第6章 防災活動の環境整備

第1節 防災訓練

1 方針

災害を最小限度にとどめるためには、町による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らの身は自ら守るとの意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

このため、町は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア団体、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。その際には、女性の参画促進に努める。

2 実施主体

総務企画課、保健福祉課、教育課

3 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

町（水防管理団体）は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行う。

(ア) 実施事項

- ① 観測
- ② 通報
- ③ 作業工法
- ④ 輸送
- ⑤ 樋門・陸閘等の開閉操作
- ⑥ 避難

(イ) 実施時期

指定水防管理団体に準じて実施する。

イ 消防訓練

町は、町の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同で実施する。

ウ 避難・救助訓練

町及び、その他防災関係機関、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ 情報収集伝達訓練

町は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、さまざまな条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

オ 通信訓練

町は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

カ 非常招集訓練

町は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

キ 交通規制訓練

道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

ク 危険物等特殊災害訓練

町は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びボランティア団体等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

ウ 実施の方法

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

(3) 水害特別防災訓練

町は、出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため防災関係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練を実施する。この際、住民避難等の実働訓練との連携に努める。

- ・タイムラインの作成訓練
- ・防災配備体制の段階的強化訓練
- ・情報の収集・伝達訓練
- ・災害対策本部会議訓練
- ・避難勧告等の発令・伝達訓練
- ・避難及び避難所運営訓練

資料編 資料1 関係機関連絡先

資料編 資料2 要配慮者利用施設

第2節 防災意識の普及

1 方針

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、住民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある住民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、町が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、防災に関するさまざまな動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

2 実施主体

総務企画課、教育課

3 実施内容

(1) 防災教育

ア 住民に対する防災教育

(ア) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関等は、児童生徒等を始め、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等さまざまな媒体を活用して、より魅力的な防災教育を行う。また、webサイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

(イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の意味やその発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

(ウ) 防災意識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する。

(エ) 町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(オ) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

(カ) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害受別に依りて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある

災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難場所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示（緊急）等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく避難指示（緊急）を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて周知徹底に努める。

(キ) 町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・住民等が指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップを作成・周知する。加えて、中小河川による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

イ 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

ウ 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

(2) 防災広報

町は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会をとらえ、積極的な普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

(3) ボランティア活動のための環境整備

ア 町は、災害発生時に町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

イ 防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平常時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

ウ 町は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

エ 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ク 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

(4) 防災週間等における啓発事業の実施

町は、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、住民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。

<各種の予防運動実施時期>

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・ 防災とボランティアの日（1月17日）
- ・ 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・ 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・ 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・ 水防月間（5月1日～31日）
- ・ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・ がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ・ 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・ 危険物安全週間（6月第2週）

- ・ 火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・ 河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ・ 道路防災週間（8月25日～31日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ・ 防災の日（9月1日）
- ・ 救急の日（9月9日）
- ・ 救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・ 国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・ 高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・ 津波防災の日（11月5日）
- ・ 秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・ 雪崩防災週間（12月1日～7日）

第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

1 方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この住民の隣保共同の精神に基づき、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生じる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の誘導避難や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

2 実施主体

総務企画課

3 実施内容

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 要配慮者の把握

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 要配慮者の支援

(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

- ア 町は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、自治会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。
- イ 町は、研修の実施などによる自主防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。
- ウ 町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- エ 町は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。
- オ 町は、各地において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

資料編 資料 20 自主防災組織等の組織状況

第4節 企業防災の促進

1 方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動への影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

2 実施主体

総務企画課

3 実施内容

ア 町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

イ 町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。

ウ 町は、企業防災への取組に資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

エ 町は、商工会と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

オ 町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

カ 土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

資料編 資料2 要配慮者利用施設

第5節 住人及び事業者の地域防災活動の推進

1 方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を町防災計画に定め、「自助」、「共助」、の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

2 実施主体

総務企画課

3 実施内容

ア 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

イ 町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第6節 災害教訓の伝承

1 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、町では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 実施主体

総務企画課

3 実施内容

ア 町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。

イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓の伝承する取組を積極的に支援する。

第7章 要配慮者等の安全確保計画

1 方針

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 実施主体

保健福祉課

3 実施内容

(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿等

ア 町は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

(ア) 居住地、自宅の電話番号

(イ) 家族構成

(ウ) 保健福祉サービスの提供状況

(エ) 外国語による情報提供の必要性

(オ) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

(カ) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

イ 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、居住地の町役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例等の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報情報の漏えい防止に十分留意する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、町は、避難行動要支援者名簿の作成に関し、次の事項を地域防災計画に定める。

- (ア) 避難支援等関係者となる者
- (イ) 名簿に登載する者の範囲
- (ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (エ) 名簿の更新に関する事項
- (オ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置
- (カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (キ) 避難支援等関係者の安全確保
- (ク) その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

(2) 福祉避難所等の確保

町は、平常時から一般の指定福祉避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、町は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や老人福祉施設、障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、町は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するように努める。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減さ

れるよう、応急的な居場所の設置に努める。

《福祉避難所の施設整備の例》

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

《福祉避難所の物資・機材の確保の例》

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、乾電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画の整備に努める。

また、町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

(4) 防災知識の普及

ア 町は、県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。

イ 町は、社会福祉協議会等と連携を取りながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人を始め家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災意識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

(5) 生活の支援等

ア 町は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等に係る情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画を作成する。

(ア) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

- (ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
- (エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
- (オ) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
- (カ) 指定避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
- (キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- (ク) 避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

イ 住民は、自治会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

オ 土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(6) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

資料編 資料 2 要配慮者利用施設

資料編 資料 5 福祉避難所一覧（協定避難場所）

第8章 防災対策の整備・推進

第1節 防災に関する調査研究の推進

1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

- ア 水害危険地域の把握
- イ 地すべり危険地域の把握
- ウ 急傾斜地崩壊危険地域の把握
- エ 雪崩危険地域の把握
- オ 火災危険地域の把握
- カ その他災害危険地域の把握

(2) 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、町内各区域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果並びに過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

3 防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する研究成果等をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、町等防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第2節 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど、地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。

2 体制の整備

町は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

また、災害の規模等にかんがみ、町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第3節 公用用地等の有効活用

町は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

また、現在建設を進めている庁舎等複合施設については、災害時に集会所部分は、指定緊急避難場所として利用し、駐車場についても災害時応急対策等に有効活用できるよう計画を進める。

第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 町は、報道機関及びポータルサイト運営者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 3 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 4 町は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 5 町は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第3編 災害応急対策計画

第1章 防災組織・防災体制

町は、災害の発生防衛及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関との相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

1 町の防災組織と防災体制

町の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により町災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、これを廃止する。

また、非常体制に至るまでの体制としては、気象又は事故災害等の状況に応じて、注意体制、警戒体制、特別警戒体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう定める。

(1) 注意体制

地方気象台から気象業務法に基づく注意報等が発表されたとき、又は大規模な事故災害の発生するおそれのあるときは、「注意体制」で、主として情報収集及び連絡活動を行い、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(2) 警戒体制

気象業務法に基づく警報が発表されたとき、又は重大な事故災害が発生したときは、「警戒体制」で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(3) 特別警戒体制

相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるときは、「特別警戒体制」で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替えうる体制とする。

(4) 非常体制

町の地域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるときは、町本部条例等に基づき、町本部を設置して対応する体制とする。

ア 町災害対策本部の設置

町災害対策本部は、次の状況下で、町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるときに設置する。

(ア) 町内に暴風、大雨、洪水の警報・特別警報が発表されたとき。

(イ) 警報発表の有無にかかわらず、局地的な豪雨等により現に災害が発生したとき。

(ウ) 豪雪による災害が発生し、又は発生が予測されるとき。

(エ) 町内に大規模な火災又は爆発が発生したとき。

(オ) 町内に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出、又は多数の者の被災等を伴う航空機等の事故その他重大な事故が発生したとき。

イ 町本部の運営方法等

町本部の運営方法、体制、勤務時間外等における職員の動員方法等は、町本部条例及び職員初動マニュアル等の定めるところによる。

ウ 県との連絡調整

町本部は、県本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行う。

(5) 非常時における職務代理者

町長に事故がある場合の職務代理者は、次のとおりとする。

第1位 副町長 第2位 教育長 第3位 総務企画課長

2 町の防災組織

(1) 町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるときは、災対策基本法の規定により、町地域防災計画に定める災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

(2) 町災害対策本部の運営方法、非常体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう定める。

(3) 町災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、町災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(4) 災害対策本部の設置に至るまでの活動体制についても、町の実態に応じて非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう体制の整備について定める。

3 町本部の組織図・分掌事務

(1) 町本部組織図

町本部の組織は、次のとおりである。

本部	災害対策本部設置時	平常時
本部長 町長 副本部長 副町長 教育長 消防団長 副本部長補佐 消防団副団長	総務班	総務企画課
	厚生奉仕班	税務住民課
	救護班	保健福祉課
	産業振興班	産業振興課
	建設水道班	建設水道課
	教育班	教育委員会
	協力班	議会事務局、出納室

(2) 町本部の分掌事務

ア 班長は、本部長の命を受け、分掌事務を処理する。

イ 班員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

ウ 本部連絡員は、本部との連絡に従事する。

各班分掌事務は、以下のとおりである。

班 名	分 掌 事 務
<p>総 務 班 (総務企画課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害対策本部の設置、運営及び廃止に関する事。 3 災害対策本部及び本部会議の庶務に関する事。 4 指令伝達に関する事。 5 要員の招集及び配置に関する事。 6 車両の配車調整に関する事。 7 災害視察に関する事。 8 災害応急及び復旧の予算措置に関する事。 9 災害関係資料の浄書に関する事。 10 町有財産の被害調査及び復旧に関する事。 11 災害情報の受領、伝達及び周知に関する事。 12 災害情報、報告その他情報収集総合調査に関する事。 13 自衛隊の派遣要請に関する事。 14 災害応急対策に関する協力団体の編成及び活動計画に関する事。 15 消防及び水防活動に関する事。 16 避難、誘導及び救護に関する事。 17 公安警備に関する事。 18 災害救助法の適用に関する事。 19 自主防災組織・自治会との連絡調整に関する事。 20 その他他班の所管に属さないこと。
<p>厚生奉仕班 (税務住民課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災者の調査応急扶助に関する事。 2 非常炊き出し、物資、食糧その他救護物資の調達保管、払出し及び支給に関する事。 3 罹災者の收容管理に関する事。 4 罹災証明の発行に関する事。 5 埋火葬に関する事。 6 死体の捜索及び処理に関する事。 7 健康保険法に基づく各種給付金の支払いに関する事。 8 義援金に関する事。 9 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 10 その他環境衛生に関する事。
<p>救 護 班 (保健福祉課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療班の編成派遣その他被害者の応急救護に関する事。 2 医療用資材の調達、保管及び払出しに関する事。 3 臨時予防接種その他防疫に関する事。 4 生活保護法の適用に関する事。 5 避難所、福祉避難所、救護所の設営に関する事。 6 避難行動要支援者名簿に関する事。 7 要配慮者等の安全確保及び保護に関する事。 8 災害ボランティアの受け入れ調整に関する事。 9 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 10 災害弔慰金に関する事。

産業振興班 (産業振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産物の災害予防及び被害の調査に関する事。 2 農産物等の被害の応急技術指導及び処理に関する事。 3 農業共済に関する事。 4 商工関係の被害調査及び応急措置に関する事。
建設水道班 (建設水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 降雨量の観測記録に関する事。 2 農地、農林施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 応急仮設住宅の建設及び建設作業の指導監督に関する事。 5 罹災地における交通の確保に関する事。 6 飲料水衛生確保対策に関する事。 7 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
教育班 (教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校、公民館その他教育施設の被害の調査及び応急処理に関する事。 2 応急教育対策の策定及び実施に関する事。 3 学校等における応急、救護及び保健衛生に関する事。 4 児童及び生徒の被害状況の調査に関する事。
協力班 (議会事務局) (出納室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の応援協力に関する事。 2 連絡調整に関する事。

(3) 本部会議

ア 本部会議は、本部長、副本部長、副本部長補佐及び各班長をもって構成し、本部長が招集する。

イ 本部会議は、本部長が主宰し、施策の調整及び推進について協議する。

ウ 本部会議の庶務は、総務班が所掌する。

(4) 本部開設の場所

本部は久米南町役場に置く。ただし、役場が被災し著しい損傷を受け使用できない場合は、代替施設として久米南町保健福祉センターに本部を置く。

なお、現在建設を進めている庁舎等複合施設が完成した後は、そこに本部を置く。

4 配備計画

(1) 配備体制の種類と基準

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため町がとるべき配備体制は、注意体制、警戒体制、特別警戒体制及び非常体制（町本部設置）とし、次の基準によるものとする。

ア 防災体制の種類

種別	時期	内容
注意体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 町域に対し、大雨又は洪水の注意報が発表されたとき。 2 町域に対し、大雪警報が発表されたとき。 3 誕生寺川水位計の水位が1.50mを超え、今後も上昇が認められるとき 4 その他、町域に災害が発生するおそれがあるとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 特に関係がある課等において、必要人員を配置し、主として情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて情報連絡員を待機させる。 2 状況により、次の体制の配置に迅速に移行できる体制を整える。
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 町域に対し、暴風、暴風雪、大雨、洪水の各警報のひとつ以上が発表されたとき。 2 局地的豪雨、豪雪、大規模な火災、爆発その他重大な事故が発生したとき。 3 その他、災害が発生するおそれがあり、町長の指示があったとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係課等は、必要人員を配置し、必要に応じて情報連絡員を配置につけ、情報収集、連絡活動を実施し、危険箇所等の巡視・警戒に当たる。 2 必要に応じて応急措置を講じ、事態の推移に伴い、防災施設・諸機材を点検し、直ちに上位の体制に移行できる体制とする。 <p>※防災無線等による情報提供 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 ※避難所開設</p>
特別警戒体制	<p>上記警戒体制に加え、以下の状況のとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町域が台風の進路予報円内に入ったとき。 2 集中豪雨が予測されるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 5 その他、予想されない相当規模の災害が発生したとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全管理職員、関係課等の職員、情報連絡員は、所定の配置につき、情報収集、連絡活動を実施し、危険箇所等の巡視・警戒に当たる。 2 必要に応じて応急措置を講じ、防災施設・諸機材を点検し、直ちに非常体制に移行できる体制とする。 <p>※防災無線等による情報提供 警戒レベル4 避難勧告、避難指示（緊急） ※避難所への物資提供等</p>
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 町域に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法に基づく水防活動、災害救助法に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部を設置し、本部規程に基づき、本部長の指示命令により所掌の防災活動を各課各班の全員をもって実施する。 2 関係行政機関、公共機関、団体等との連携を密接にし、必要な協力援助を要請する。 <p>※防災無線等による情報提供 警戒レベル5 災害発生情報 ※避難所への物資提供等</p>

イ 配備の基準

配備基準等については「久米南町災害発生時の職員初動マニュアル」に記載する。

(2) 配備の要領

ア 勤務時間中における配備の連絡

(ア) 総務企画課長は、関係課長等に対して配備決定の指示を行うとともに、全職員にその旨を連絡する。

(イ) 総務企画課長は、消防団に対し、その旨を連絡する。

イ 勤務時間外等における配備の連絡

(ア) 宿直者は、県等から上記に掲げる配備体制を要する気象予報及び警報等の通報があった場合には、総務企画課長に連絡する。

連絡を受けた総務企画課長は、配備基準に基づき配備の決定を行い、その旨を関係課長、宿直者、消防団等に指示する。

(イ) 関係課長等は、所属職員等に連絡するとともに、直ちに関係配備職員に緊急連絡の措置をとる。

(ウ) 配備職員は、関係課長等から招集の連絡を受けた場合は、直ちに登庁し、登庁した旨を総務企画課長及び所属課長等に連絡するとともに、所定の業務を遂行する。

(3) 非常参集の心得

配備職員は勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡及びテレビ・ラジオ等の報道に留意するとともに、自主的に登庁し、所定の事務を遂行する。

(4) 注意体制から警戒体制への移行

総務企画課長より注意体制から警戒体制への移行の連絡があったときは、当該課長等は関係職員に連絡をとり、登庁を指示する。

また、消防団にあつては、所定の場所へ参集するよう連絡する。

(5) 警戒体制から特別警戒体制への移行

総務企画課長は、配備課長等及び他の課長等に特別警戒体制をとる旨の連絡をする。連絡を受けた各課長等は、各管理職員に連絡をとり、登庁を指示する。

(6) 特別警戒体制から非常体制への移行

総務企画課長は、全ての課長等に非常体制をとる旨の連絡をする。

各課長等は、各職員に連絡をとり、登庁を指示する。

(7) 連絡方法

ア 電話等確実な方法により連絡する。

イ 特に緊急配備をするときは、公用車により配備職員の所在場所から配備場所へ移行するなどの措置をとる。

(8) 体制の解除

注意体制又は警戒体制の原因となった気象予報及び警報が解除されるなど、災害発生のおそれなくなつたときは、総務企画課長は協議のうえ、注意体制及び警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団等へこの旨を連絡する。

第2章 防災活動

第1節 予報及び警報等

1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

2 実施主体

総務班（総務企画課）

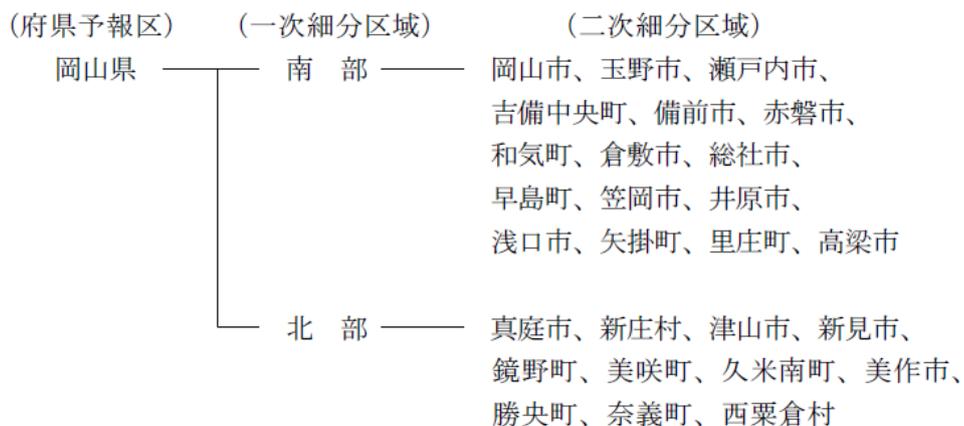
3 実施内容

(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

ア 予報及び警報等の対象区域

(ア) 細分区域



(イ) 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	標題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

(ウ) 岡山県細分区域内に含まれる市町



警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称			
岡山県	南部	岡山地域	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
		倉敷地域	倉敷市、総社市、早島町
		井笠地域	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
		東備地域	備前市、赤磐市、和気町
		高梁地域	高梁市
	北部	津山地域	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
		真庭地域	真庭市、新庄村
		新見地域	新見市
		勝英地域	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

イ 気象に関する予報及び警報等の種別

(ア) 気象注意報

強風、大雨、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため、発表するものである。大雨注意報、洪水注意報は警戒レベル2。

(イ) 気象警報

暴風、大雨、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため、発表するものである。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(ウ) 特別警報

暴風、大雨等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけるため、発表するものである。大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(エ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

(オ) 記録的短時間大雨情報

町内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(カ) 竜巻注意報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(キ) 大雨・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(ク) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。

(2) 土砂災害警戒情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で発表するものである。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。

(3) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

(4) 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するもの。

(5) 火災警報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき、町長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発表するもの。

資料編 資料 15 予報及び警報等の種類と基準等

資料編 資料 16 気象特別警報の種類及び発表基準

資料編 資料 17 火災気象通報の基準

資料編 資料 18 火災警報の基準

第2項 通信連絡

1 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

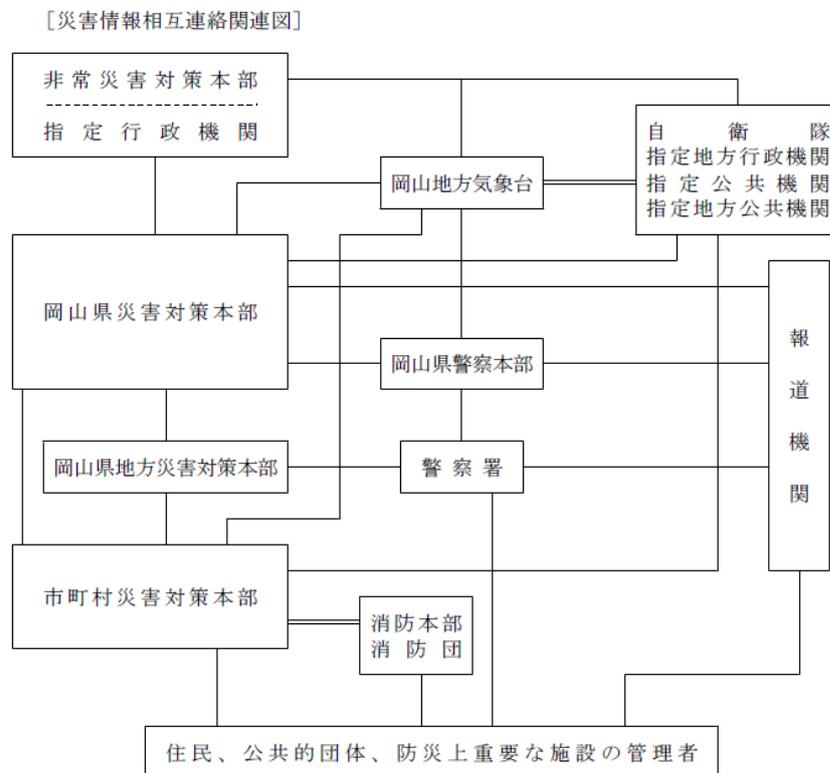
2 実施主体

総務班（総務企画課）

3 実施内容

(1) 通信連絡系統の整備

町は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。



(2) 電話及び電報の優先利用

町は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び携帯電話

(ア) 災害時優先電話の承認

町は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所又はNTTドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

イ 電報

前項（ア）の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

（ア）非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

（イ）緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話等があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

（3）有線通信途絶時の通信施設の優先利用

町は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信

（ア）非常通信の通信内容

- ① 人命の救助に関するもの。
- ② 災害予警報及び災害の状況に関するもの。
- ③ 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関するもの。
- ④ 電波法第 74 条実施の指令その他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- ⑧ 遭難者救護に関するもの。
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- ⑩ 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- ⑫ 災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

（イ）非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発

受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(ウ) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

(エ) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(オ) 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

[総務省が所有する災害対策用機器]

種 類	貸 与 条 件 等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：必要

【連絡先】 移動無線機：総務省中国総合通信局無線通信部陸上課

0 8 2 - 2 2 2 - 3 3 6 7

移動電源車：総務省中国総合通信局総務部総務課

0 8 2 - 2 2 2 - 3 3 0 2

[携帯電話事業者等が保有する通信機器]

種 類	貸 与 条 件 等
携帯電話	事業者等の判断による。 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
MCA	同上

イ 放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

(4) 通信施設の応急措置

ア 公衆通信施設

NTT西日本及びNTTドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(ア) アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提供を行う。

(イ) 電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

(ウ) ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルにより復旧を図る。

イ 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

ウ 放送施設

(ア) 放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切替え、放送に努める。

(イ) 中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第3項 情報の収集・伝達

1 方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱い等について定める。

2 実施主体

総務班（総務企画課）

3 実施内容

町は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(1) 情報収集

ア 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

(2) 関係機関への連絡

ア 発災直後において、町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ報告する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、町は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

イ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

ウ 災害対策基本法第53条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は次のとお

りである。町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

- (ア) 県において災害対策本部を設置した災害
- (イ) 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害
- (ウ) (ア) 又は (イ) になるおそれのある災害

エ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付 消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付 消防災第 267 号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区 分		平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

- (a) 災害救助法の適用基準に関するもの
- (b) 町が災害対策本部を設置したもの
- (c) 災害が県域をまたがるもので、岡山県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (d) 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの
- (e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

b 個別基準

次の災害については a の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (a) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (b) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (c) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

c 社会的影響基準

a 一般基準、b 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

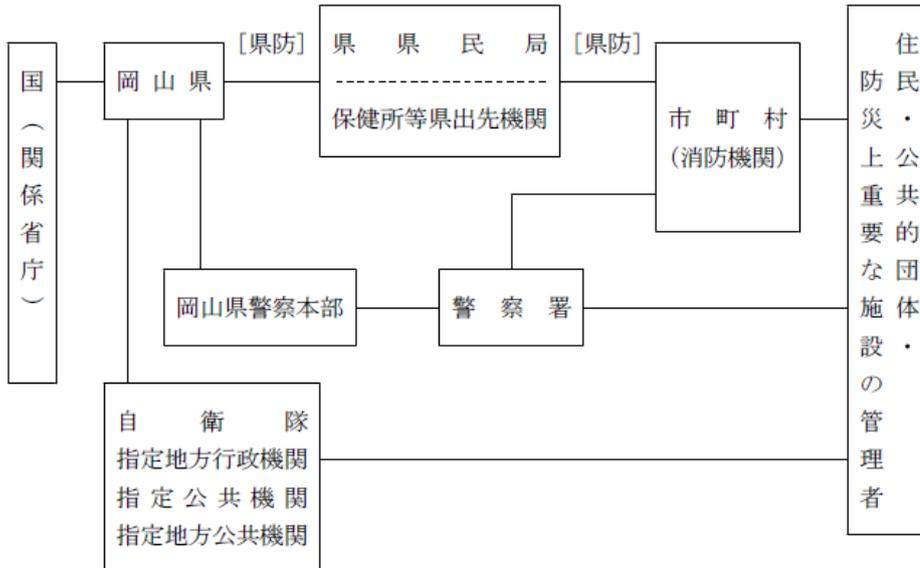
オ 応急対策活動状況について町は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

4 情報の収集、伝達系統

(1) 一般的な情報

町は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。

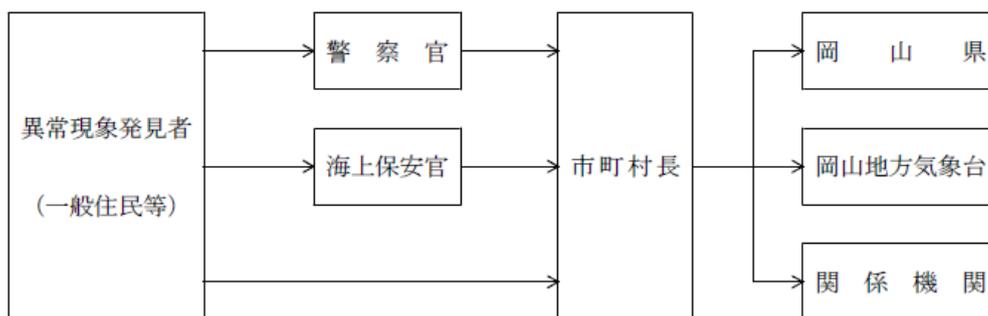


(注) : [県防]は岡山県防災情報ネットワークの略称

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長に通報する。

また、町は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



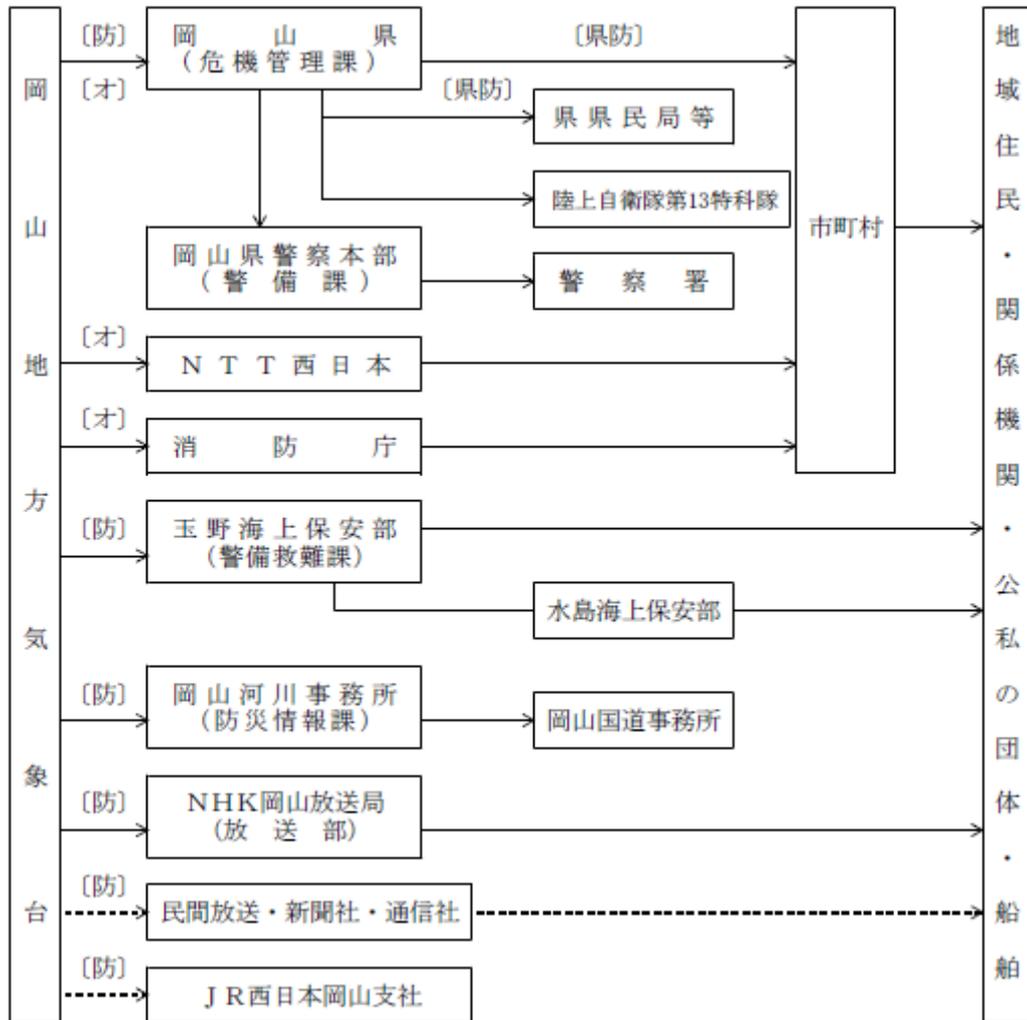
(3) 気象注意報・警報等の伝達

ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

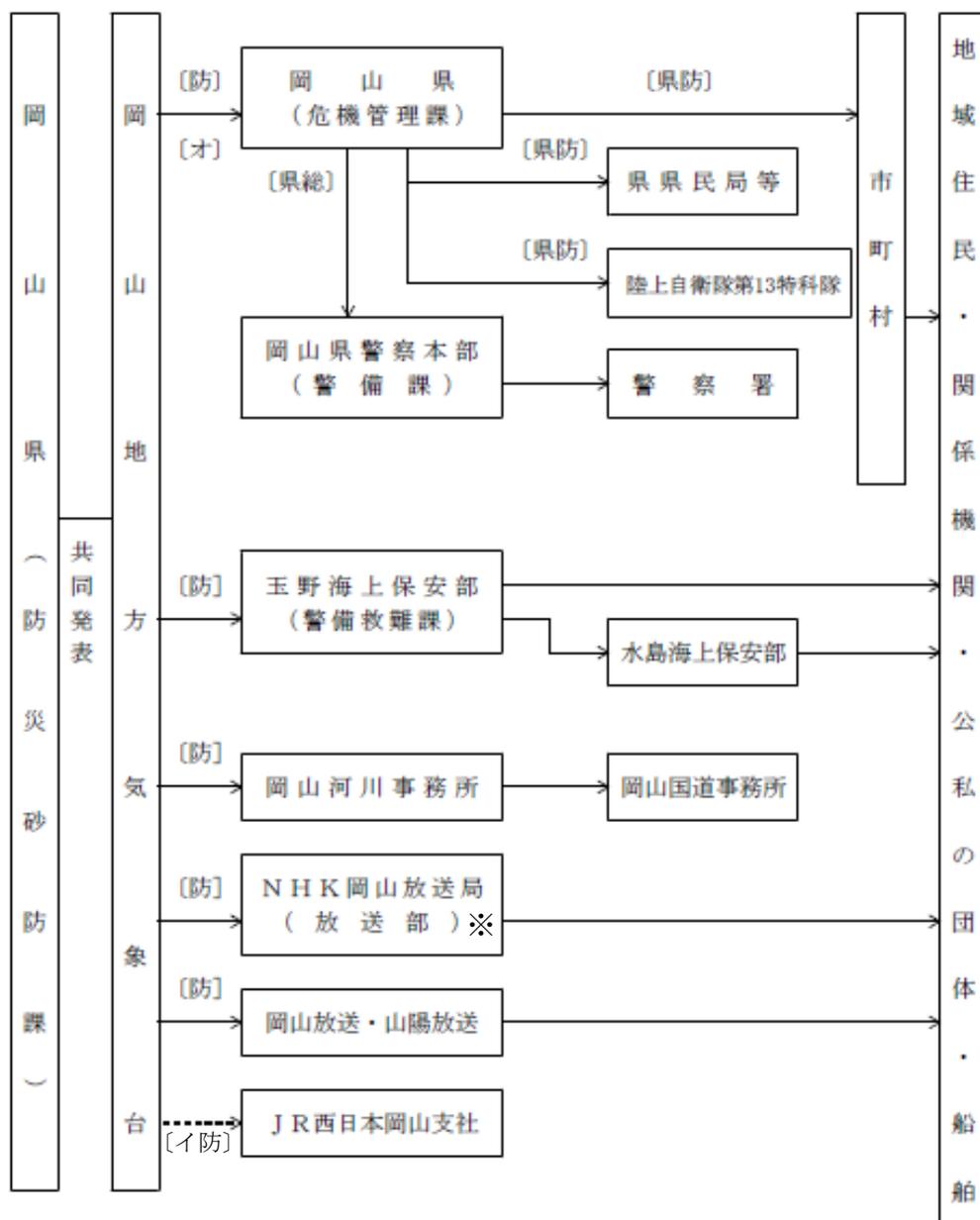
ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである

(ア) 気象注意報・警報等の伝達系統



- (注) 1 実線は法に基づく伝達系統を示し、点線は、申合せ等に基づく伝達等を示す。
 2 県が市町村へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
 3 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
 4 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
 5 陸上自衛隊第13特科隊へは、警報及び警報の解除(大雪警報及び波浪警報を除く。)のみを伝達する。
 6 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行により、NHK広島放送局へ伝達する場合がある。
 7 []内は、通知方法を示す。[防] 防災情報提供システム、[オ] オンライン、[県防] 岡山県防災情報ネットワーク

(イ) 土砂災害警戒情報の伝達系統

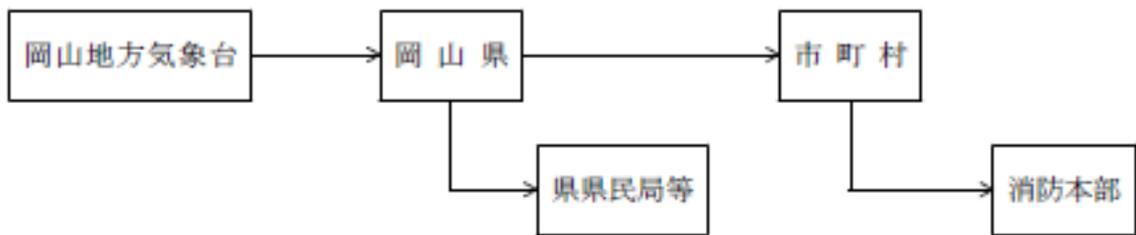


(注) 1 点線の伝達系統については、申合せ等により実施する。

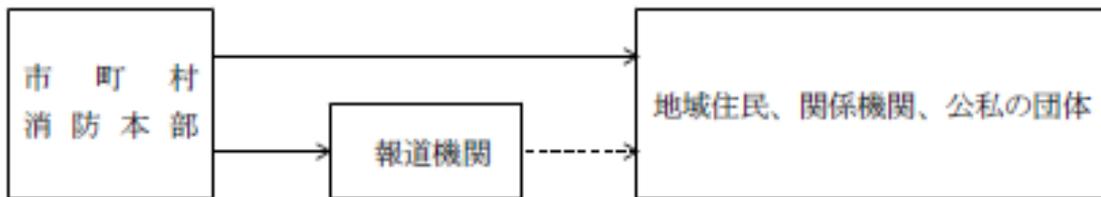
2 [] 内は、通知方法を示す。[防] 防災情報提供システム、[オ] オンライン (アデス)、
[県防] 岡山県防災情報ネットワーク、[県総] 岡山県総合防災情報システム、[イ防] インターネット版防災情報提供システム

※無人時間帯は、NHK広島放送局へ伝達

(ウ) 火災気象通報の伝達系統



(エ) 火災警報の伝達系統



第3章 災害広報及び報道

1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報について定める。

2 実施主体

総務班（総務企画課）

3 実施内容

（1）災害広報

町は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

ア 災害の発生状況

イ 安否情報

ウ 地域住民のとるべき措置

エ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令

オ 災害応急対策の状況

カ 道路情報

キ 食料、生活必需物資等の供給状況

ク ライフラインの復旧状況

ケ 医療機関等の情報

コ 二次災害に関する情報

サ 被災者生活支援に関する情報

シ その他必要事項

（2）情報提供媒体に関する配慮

町は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者に対しては、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。

（3）問い合わせ窓口の設置

町は、必要に応じ、発災後速やかに、住民等から問合せに対応する専用電話を備えた窓口を設置、人員の配備等体制の整備を図る。町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、

消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(4) 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

4 応援協力団体

(1) 町は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

(2) 町は、災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。

第4章 罹災者の救助保護

第1節 災害救助法の適用

1 方針

制度の内容並びに適用基準及び手続きの概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

2 実施主体

総務班（総務企画課）、厚生奉仕班（税務住民課）、救護班（保健福祉課）

3 実施内容

（1）制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事及び救助実施市である岡山市長が行う。知事が行う場合は、町長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することができる。

知事及び岡山市長は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、町に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

（2）災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類及び実施者を次のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、町へ委任するものであるが、平時から町へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、町長へ委任した救助であっても、町長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知事
医療及び助産	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与及び貸与	
避難所の供与	町長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の捜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

(3) 適用基準

町長からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000 人未満	30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60
50,000 人以上	100,000 人未満	80
100,000 人以上	300,000 人未満	100
300,000 人以上		150

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照。

イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上である場合。

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

(4) 適用手続き

【町の措置】

町長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が（３）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。

第2節 避難の勧告等及び避難所の設置

1 方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である町長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難準備情報の発令により、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

2 実施主体

(1) 避難の勧告等

総務班（総務企画課）

(2) 指定避難所の設置

救護班（保健福祉課）

3 実施内容

(1) 避難の勧告等及び報告・通知

ア 町長（災害対策基本法第60条第1項）

(ア) 勧告等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令を行う。

また、危険の切迫性に応じて避難指示（緊急）等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(イ) 報告

町長 → （県民局） → 知事

イ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

「避難準備・高齢者等避難開始」を位置付けるほか、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難勧告等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。
(土砂災害に関する事項)

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、

地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(洪水に関する事項)

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、その他河川等については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(共通事項)

- a 避難準備・高齢者等避難開始の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- b 避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。
- c 避難勧告の発令の際には、規定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。

(2) 警戒区域の設定

ア 町長（災害対策基本法第 63 条第 1 項）

立入りの制限・禁止、退去

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

イ 警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

町長若しくは町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する町長の職権を行うことができる。

(イ) 通知

警察官 → 町長

(3) 指示・勧告の周知徹底

実施責任者は、避難指示・勧告の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達員等により伝達する。

(4) 指定緊急避難場所の開放

発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(5) 避難誘導及び移送

ア 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては町及び県警察が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

イ 住民への避難誘導體制

町は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、河川の氾濫、台風等による河川洪水の発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

ウ 避難の受入れ及び情報提供

町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示（緊急）等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

町は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示（緊急）を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

町は、住民に対して避難指示（緊急）等が発令するにたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者避難開始の発令に努める。

町は、災害の状況に応じて避難指示（緊急）を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

町は、危険の切迫性に応じて避難指示（緊急）等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応し

た取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、災害対策本部の置かれる庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示（緊急）等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支館等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難勧告等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

避難誘導に当たっては、町は、指定緊急避難場所、避難路、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

エ 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、２以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適当となった場合は別の指定避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、平常時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には、必要に応じて、ヘリコプターによる移送を実施する。

(6) 指定避難所の設置

ア 指定避難所等の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努める。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉事務所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が必要な限り確保されるもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等良好な環境を確保するために、設備の整備に努める。

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために町は、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

- (ア) 指定避難所の開設・管理責任者、体制
- (イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (ウ) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- (オ) シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
- (カ) その他開設責任者の業務

イ 指定避難所の施設設備の整備

町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、マンホールトイレ、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。

ウ 指定避難所としての適当な施設

避難所として適当な施設は、町立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておく。

エ 指定避難所の開設

町は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やか

に県に報告する。なお、町は避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確保する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、町と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

オ 福祉避難所の開設

町は、発災時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当者を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、町は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等について、協議するなど必要な避難先の確保に努める。

カ 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

町は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受けられることができる。

町が宿泊施設提供事業を実施している際は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設と

の宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

キ 避難経路の表示

町は、指定避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板、標識を立てておく。

ク 避難施設の耐震診断

町は、町地域防災計画に定められた避難施設に係る耐震診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

(7) 指定避難所の運営管理

町は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に町職員等を配置する。

ア 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ 常に町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難所等についての対策を検討し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

オ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

カ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、迅速かつ適切な措置を講じる。

キ 町は、各指定避難所の適切な避難所の運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

ケ 町は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事

のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

コ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

サ 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所の長期化等にかんがみ、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

シ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ス 町は、災害の規模等にかんがみて、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。

セ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(8) 避難体制の明確化

町長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、町地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

4 応援協力関係

(1) 町は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 町は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ指定避難所の開設について応援を要請する。

5 広域一時滞在

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

6 その他

知事が災害救助法を適用した災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

資料編 資料 4 指定緊急避難場所及び指定避難場所一覧

資料編 資料 5 福祉避難所一覧（協定避難場所）

資料編 資料 6 その他避難所一覧（協定避難場所）

資料編 資料 19 原子力災害に備えた島根県広域避難計画に基づく避難者受入数等

第3節 救助

1 方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 実施主体

救護班（保健福祉課）

3 実施内容

町は、関係機関と連携協力して陸・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプターの活用を検討する。

【陸上における救助】

町は、関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

4 応援協力関係

- (1) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。
- (2) 町は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ町の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第4節 食料の供給

1 方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれのある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、アレルギー対応食品等にも十分配慮する。

2 実施主体

厚生奉仕班（税務住民課）

3 実施内容

（1）食料の応急供給

ア 町は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

（ア）米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

（イ）その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ 町は、ア又はイによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときには、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省政策統括官に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。

（2）炊き出しその他による食料の給与

ア 町は、応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

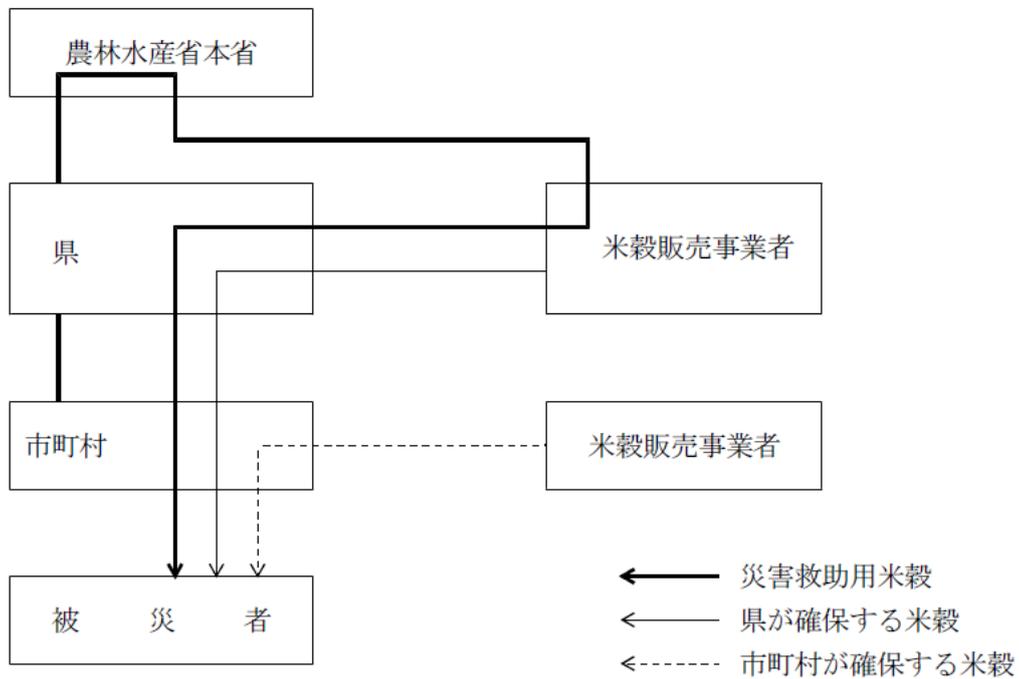
イ 炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 町は、炊き出し用米穀を、必要に応じ、米穀販売事業者から確保するが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

(3) 炊き出し用として給食する場合の経路（各機関）

ア 町・県調達

[応急用米穀]



4 応援協力関係

町は、自ら炊き出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第5節 飲料水の供給

1 方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

2 実施主体

建設水道班（建設水道課）

3 実施内容

取水する水源については、最寄りの非被災市町村と協議して確保し、これによることが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

4 応援協力関係

- (1) 町は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- (2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第6節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるように努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

2 実施主体

厚生奉仕班（税務住民課）

3 実施内容

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。

町は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

4 応援協力関係

- (1) 町は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。
- (2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第7節 医療・助産

1 方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

2 実施主体

救護班（保健福祉課）

3 実施内容

（1）医療

ア 町長は、救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

イ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

ウ 医薬品、医療用血液を確保し、必要に応じ、搬送する。

エ 救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、死体検案に協力する。

（2）助産

（1）に準ずる。

4 応援協力関係

（1）町は、町内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（2）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 惨事ストレス対策

町は、救助・救急活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

資料編 資料1 関係機関連絡先

第8節 遺体の搜索・検視・処理・埋火葬

1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定されるものを早急に收容することは、人道上、人心の安定上必要であり、搜索收容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるため、その方法について定める。

2 実施主体

厚生奉仕班（税務住民課）

3 実施内容

（1）遺体の搜索

町は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに收容する。

（2）検視・遺体安置場所の確保

町は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として確保するよう努める。

（3）遺体の検視、処理

ア 町は、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

イ 町は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

（ア）遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（イ）遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のために短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまで一時保存する。

（4）遺体の埋火葬等

町は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨壺等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

イ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

4 応援協力関係

（1）町は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋火葬の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（2）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第9節 防疫・保健衛生

1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるため、その方法について定める。

2 実施主体

救護班（保健福祉課）

3 実施内容

(1) 防疫

ア 検病調査及び健康診断

町は、県及び地区衛生組織等関係機関と協力して、被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に当たる。

イ 消毒等

町は、被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

ウ 仮設トイレの設置

町は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。

エ ねずみ、昆虫等の駆除

町は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫・殺そ剤を散布する。

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給

「第4節 飲料水の供給」に準じて実施する。

カ 指定避難所の防疫

町は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

キ 動物の管理

被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

ク その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

(2) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(3) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(4) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

4 応援協力関係

- (1) 町は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。
- (2) 町は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第10節 廃棄物処理等

1 方針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

2 実施主体

厚生奉仕班（税務住民課）

3 実施内容

(1) 災害廃棄物処理計画

ア 町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

イ 町は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(2) ごみ・し尿の収集、処理

ア 町は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ 町は、町内の組織・体制を整備する。

ウ 町は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ 町は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ 町は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。

廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講じる。

カ 町は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

キ 町は、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

(3) 死亡獣畜の処理

町は、死亡獣畜を処理する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

4 応援協力関係

- (1) 町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (2) 町は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。
- (3) 仮置場の確保
町がごみの仮置場を確保できない場合は、町からの要請により、県は、貸与可能な県有地を提供するなど、仮置場の確保のための協力を行う。
- (4) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

大規模な風水害にかかる対策は、「震災対策編」の第2章第3節「第4項 廃棄物処理体制整備計画」及び第3章第3節「第8項 災害時廃棄物等応急処理計画」に記載の各種対策に準ずる。

資料編 資料1 関係機関連絡先

第11節 住宅の仮設、応急修理及び障害物の除去

1 方針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する必要があるため、その方法について定める。

2 実施主体

厚生奉仕班（税務住民課）、産業振興課（産業振興班）、建設水道班（建設水道課）

3 実施内容

（1）応急仮設住宅の供与

ア 建設による供与

（ア）町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

（イ）町は、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

（ウ）町は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

（エ）応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

（オ）応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

イ 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

（2）住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

（3）要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

（4）応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入りに配慮する。

4 応援協力関係

- (1) 町は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材につき応援を要請する。
- (2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、経費等については災害救助法施行細則による。風水害の被害が大規模な場合は、「震災対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

第12節 文教災害対策

1 方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。
また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場等の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

2 実施主体

教育班（教育課）

3 実施内容

（1）被害状況、休業措置等の報告

ア 臨時休業等の措置

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、校長は、常に気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講ずる。

イ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等に基づき教育委員会へ又は知事へ同様に報告する。

（2）教育施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡を取り、次の応急措置を行う。

（ア）災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

（イ）被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

（ウ）被災校舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

（エ）教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校舎

災害により校舎が使用できず、1週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校舎を使用して授業を行う。

(ア) 臨時校舎は、無災害若しくは被害僅少な学校の校舎又は公民館、公会堂その他の私有施設等を借り上げて行う。

(イ) 校長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会等へ報告する。

(ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 児童生徒等の就学援助措置等

ア 教科書・学用品等の給与

(ア) 町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(イ) 知事が災害救助法を適用した場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行令に基づき、県と連携をとり迅速な措置を講じる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

イ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、町は、教職員への研修、精神科医による巡回相談を行う。

また、学校は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 社会教育施設等の保護

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財等が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により町教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により町教育委員会を経由して、県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導に従い実施する。

第5章 交通規制

1 方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

2 実施主体

建設水道班（建設水道課）

3 実施内容

(1) 交通規制

ア 道路管理者による通行の禁止・制限

(ア) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

(イ) 災害の発生するおそれのある場合又は災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

(エ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(オ) 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

イ 相互連絡

道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

ウ 交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

エ 広報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4 応援協力関係

町は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

第6章 輸送

1 方針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

2 実施主体

総務班（総務企画課）

3 実施内容

（1）緊急通行車両の確認

町は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

（2）輸送拠点の確保

ア 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性を考慮しながら、輸送拠点及び確保すべき輸送施設について把握し、これらを調整することにより、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用しうよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

4 応援協力関係

（1）町は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車等の確保について応援を要請する。

（2）町は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、（1）に準じ中国運輸局を始め、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて、一般社団法人岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、県を通じて実施する。

（3）応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

資料編 資料 25 緊急通行車両標章

第7章 水道の供給

1 方針

水道は、日常生活上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事を始め緊急措置を中心に定める。

2 水道

(1) 実施主体

建設水道班（建設水道課）

(2) 実施内容

ア 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

イ 災害時における応急工事

(ア) 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

(イ) 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

町は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

3 下水道

(1) 実施主体

建設水道班（建設水道課）

(2) 実施内容

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

資料編 資料 21 水道業者一覧

資料編 資料 22 下水道業者一覧

第8章 防災当農

1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

2 実施主体

産業振興班（産業振興課）、建設水道班（建設水道課）

3 実施内容

（1）農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

町は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により湛水排除を図る。

イ 排水機

町は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

ウ ダム・ため池

町は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

エ 用排水路

町は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

オ 頭首工

町は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場所は、応急工事を行う。

（2）農作物に対する応急措置

ア 災害対策技術の指導

町は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

イ 病虫害の防除

[防除指導等]

町は、病虫害の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、県、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

（3）家畜に対する応急措置

ア 町は、県、畜産関係団体と協力し、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ 家畜の防疫

町は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、県、家畜防疫員等と協力し、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

(4) 林産物に対する技術指導

ア 災害対策技術指導

町は、県、森林組合等と協力し、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

イ 風倒木の処理指導

町は、風倒木の円滑な搬出等について、県、森林組合と協力し、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

ウ 森林病虫害等の防除

町は、森林病虫害等を防除するため、県、森林組合と協力し、森林所有者に対しその防除活動につき技術指導を行う。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 町は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ 町は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

第9章 水防

1 方針

洪水等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

2 実施主体

総務班（総務企画課）、建設水道班（建設水道課）

3 実施内容

（1）水防活動

ア 水防管理者（町）は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

イ 水防団体等の出動

水防管理者（町長）は、水防上必要があると認めたときは、町の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

ウ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

下水道管理者（町長）及びため池管理者（町長、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

エ ダム、ため池、水門、ポンプ場等の操作

ダム、ため池、水門、ポンプ場等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。

オ 水防活動

河川堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておく危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ 避難のための立退き

洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる

区域の居住者に対し、防災行政無線、告知放送、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

ク 従事者の安全確保

水防管理者は、洪水等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

(2) 湛水排除

町は、河川堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、町は排除ポンプにより排除を実施する。

4 応援協力体制

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。

イ 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

ウ 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

エ 水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

オ 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。

(2) 湛水排除

「第8節 防災営農」の4－(1)を参照すること。

第10章 流木の防止

1 方針

貯木場に所在する木材は、洪水等によりいったん流出するとその危害は極めて大きくなることも予想されるので、その安全を確保するための貯木場における措置及び流木に対する措置について定める。

2 実施主体

産業振興班（産業振興課）

3 実施内容

（1）流木に対する措置

ア 木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合は、直ちにこれを安全な場所に除去するなど、被害の軽減に努める。

イ 河川流域内に漂流する流木及び湛水又は浸水地域に漂流する流木については、河川管理者及び町は、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去させ、所有者が不明の場合はこれを安全な場所に除去するなど、被害の軽減を図る。

4 応援協力関係

町は、流木の除去活動の実施が困難な場合は、自衛隊へ流木の除去活動の実施について県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

第11章 雪害対策

1 方針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。

2 実施主体

総務班（総務企画課）、建設水道班（建設水道課）

3 実施内容

（1）雪崩災害の防止活動

ア 町は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。

イ 町は、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。

（2）情報の伝達

町は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の管理者等及び町の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、道路情報については、降雪予測及び降雪状況により必要に応じて道路利用者へ提供する。

（3）道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

豪雪による広域的な被害対策については、幹線道路において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。

特に集中的な大雪に対しては、道路管理者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

（4）除雪体制の整備

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(4) 雪崩災害発生後の活動

ア 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて、応急工事を実施する。

イ 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

4 応援協力関係

(1) 町は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた市町村等は、これに積極的に協力する。

資料編 資料2 要配慮者利用施設

第12章 事故災害応急対策

第1節 道路災害対策

1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

2 実施主体

建設水道班（建設水道課）

3 実施内容

（1）発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

（2）応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じる。

イ 町は、「第1章 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

（3）救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。

イ 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編「第13章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

（4）道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

（5）その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

4 応援協力関係

- (1) 町は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。
- (2) 町は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。
- (3) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2節 鉄道災害対策

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

2 実施主体

総務班（総務企画課）

3 実施内容

（1）発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

（2）応急活動及び活動体制の確立

町は、「第1章 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

（3）救助・救急、医療及び消火活動

ア 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

イ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

ウ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第13章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

（1）応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（2）関係機関は相互に密接な連携をとる。

第3節 大規模な火災対策

1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（建築物・特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

2 実施主体

総務班（総務企画課）

3 実施内容

（1）情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、町は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、町は、直接消防庁へも連絡する。

（2）消火・避難活動

ア 大規模な火災が発生した場合は、町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

イ 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握、その他活動を行う。

（3）交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

（4）救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合は、町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第13章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

（1）町は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、化学消火薬剤等を町で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

（2）応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第4節 林野火災対策

1 方針

林野火災が発生した場合、町は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施主体

総務班（総務企画課）、産業振興班（産業振興課）

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

ア 大規模な林野火災が発生した場合は、町は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、町が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 町は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 町災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は町災害対策本部が行う。

(3) 消火・避難活動

ア 林野火災が発生した場合、町は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 町は、必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

ウ 林野火災が発生した場合には、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(5) 救助・救急活動

ア 林野火災による人的被害が発生した場合は、町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第13章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

(6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

ア 町は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

イ 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施す

る。

エ 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

4 応援協力関係

(1) 町は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、町で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 町の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、町又は県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

(3) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第5節 危険物等災害対策

1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施主体

総務班（総務企画課）、厚生奉仕班（税務住民課）

3 実施内容

（1）危険物等施設

[町の措置]

（ア）県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

（イ）危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

（ウ）町は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

（エ）消防計画等により消防団を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

（オ）火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村等に対して応援を要請する。

（カ）さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

（キ）町は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講じる。

（2）危険物等積載車両

町は、（1）に準じた措置を講じる。

（3）その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第13章 集団事故災害対策」により活動を実施する

4 応援協力関係

(1) 広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(2) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第6節 高圧ガス災害対策

1 方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施主体

総務班（総務企画課）、厚生奉仕班（税務住民課）

3 実施内容

(1) 高圧ガス施設

[町の措置]

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。
- (ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その破棄又は所在場所の変更を命じる。
- (エ) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (オ) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (カ) 消防計画等により消防団を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (キ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村等に対して応援を要請する。
- (ク) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 高圧ガス積載車両

町は、(1) -オに準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、第3編「第13

章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) 広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(2) 緊密な情報交換

応急対策活動等に関し、必要に応じて町は、関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

第7節 火薬類災害対策

1 方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施主体

総務班（総務企画課）、厚生奉仕班（税務住民課）

3 実施内容

（1）火薬類関係施設

[町の措置]

- （ア）県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- （イ）火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- （ウ）消防計画等により消防団を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- （エ）火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- （オ）さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

（2）火薬類積載車両

ア 町の措置

- 1（1）アに準じた措置を講じる。

（3）その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編「第13章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 応援協力

（1）広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

第8節 有害ガス等災害対策

1 方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

2 実施主体

総務班（総務企画課）、厚生奉仕班（税務住民課）

3 実施内容

（1）町の措置

町長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

（2）その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編「第13章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

第13章 集団事故災害対策

1 方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の傷病者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施主体

総務班（総務企画課）、厚生奉仕班（税務住民課）、救護班（保健福祉課）、

3 実施内容

(1) 町災害対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、町長は地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地災害対策本部を設置する。

ア 町長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ 現地災害対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 町現地災害対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救助

イ 現場付近での応急手当て

ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 死体の処理

(3) 関係機関の措置

ア 町の措置

(ア) 町長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、地域防災計画の定めるところにより直ちに災害対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、所管の救護班に出動を要請する。

(イ) 町長は、災害対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。

(ウ) 町長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別な知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

イ 町（消防）の措置

(ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに町長に通報するとともに、所定の応

急活動を実施する。

(イ) 町災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

4 応援協力関係

関係機関は、町の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第14章 自衛隊の災害派遣

1 方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請権者

知事（危機管理課）

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消火活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 炊飯及び給水

炊飯及び給水の支援を行う。

(10) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基
き、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の除去等

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(12) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を
とる。

4 災害派遣要請等手続き

(1) 町長の派遣要請の要求

ア 町長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出
する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とり
あえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 町長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び町域に係る災害
の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨
を知事に通知しなければならない。

ウ 知事は、町長からア及びイの自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、
必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続をとる。

なお、災害派遣を要請した場合又は要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必
要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等
に関し、連絡調整を図る。

(2) 知事等(災害派遣要請権者)の派遣要請

ア 知事等は、収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断
し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

イ 自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

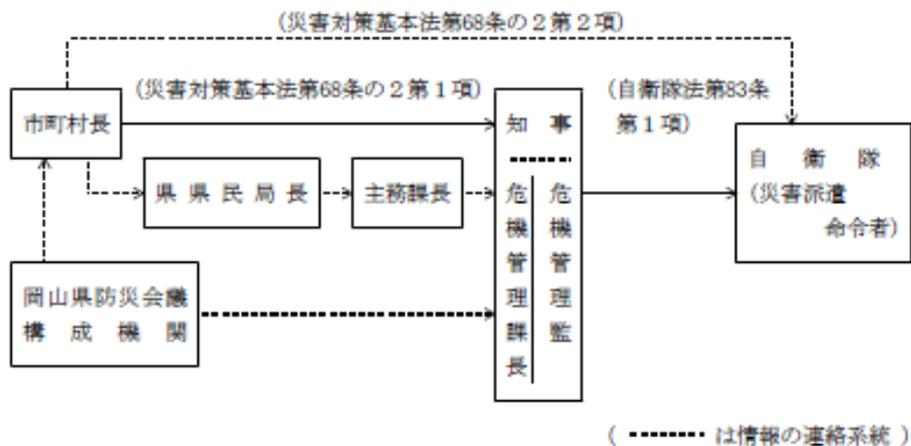
(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(3) 撤収要請依頼

町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに災害派遣
要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

(4) 災害派遣要請等手続系統



- (5) 連絡方法 NTT電話 0868-36-5151 (内線 237 夜間等は 302)
 FAX 0868-36-5151 (内線 238)
 防災行政無線 6440-031 (事務室)
 6440-038 (宿直室)
 6440-039 (3科・FAX併用)

(6) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、町長に受入態勢を整備させるとともに、必要に応じて、職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた町又は関係機関相互の間の連絡に当たる。
- (2) 受入側の町長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。
 - ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機

関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

連隊規模：約 15,000 m²

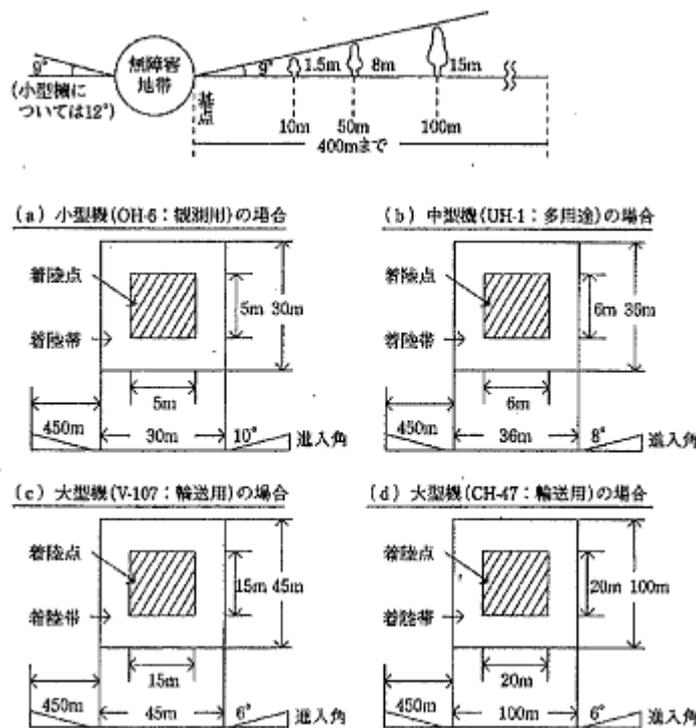
師団等規模：約 140,000 m²

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

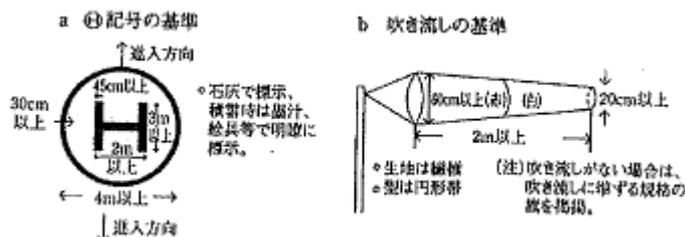
(ア) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

【着陸地点及び無障害地帯の基準】



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



(ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

- (エ) 砂じんの舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (キ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記の基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 県等が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

資料編 資料 24 ヘリポート適地

第15章 広域応援・雇用

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、町だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援、雇用について定める。

なお、町は、大規模な災害が発生したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、速やかに応援体制を整える。

2 実施主体

総務班（総務企画課）、厚生奉仕班（税務住民課）、救護班（保健福祉課）、産業振興班（産業振興課）
建設水道班（建設水道班）

3 実施内容

（1）他の市町村に対する応援要請

ア 町は、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

イ 町長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、町の指揮の下に行動する。

ウ 町長の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

- （ア）被害の状況
- （イ）応援を要する救助の種類
- （ウ）応援を要する職種別人員
- （エ）応援を要する期間
- （オ）応援の場所
- （カ）その他応援に関し必要な事項

（2）町に対する職員の派遣要請

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 町長の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- （ア）派遣を要請する理由
- （イ）派遣を要請する職員の職種別人員
- （ウ）派遣を必要とする期間

(エ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 奉仕団等の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

ア 赤十字奉仕団

イ 青年団

ウ 婦人会

エ 自主防災組織、自治会

オ 大学、高等学校（学生、生徒）

カ 職業訓練校（訓練生）

第16章 ボランティアの受け入れ、活動支援計画

1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、町、町社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

2 実施主体

総務班（総務企画課）、救護班（保健福祉課）

3 実施内容

(1) 町の措置

町災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

(2) 町社会福祉協議会の措置

町社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。

ア 被災した町の社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

(ア) 被災地のボランティアニーズの把握

(イ) ボランティアの受付及び登録

(ウ) ボランティアのコーディネート

(エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示

(オ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給

(カ) ボランティア活動の拠点等の提供

(ク) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町災害ボランティアセンターへの活動要請

(ケ) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

イ 被災した町の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

(3) ボランティアの健康に関する配慮

ア 町は、ボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ 町は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。

第17章 義援金の募集、受付、配分

1 方針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

2 実施主体

厚生奉仕班（税務住民課）

3 実施内容

（1）義援金の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金を募集する。

（2）義援金の受付

県及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金を受け付ける。

（3）義援金品の配分

県、関係団体及び被災市町村等は、義援金配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

4 連絡調整事項

義援金の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第4編 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意思を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、国がそれぞれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

1 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地開発事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

2 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。

3 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅延なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

4 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援状況の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

5 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、町が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。

6 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を行う。

7 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。

8 町は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。

9 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

町が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助について、県と関係機関が協力しながら中長期的に実施する。

10 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技術向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

11 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

12 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

13 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 被災中小企業の復興の支援

町は、被災中小企業の復興に向けた、商工会等と連携しながら、状況にあった支援を講じる。

第4節 公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、さらに関連事業を積極的に取り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状にかんがみ、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるかぎり速やかに完了するよう施行の促進を図る。

[災害復旧事業の種類]

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
 - (9) 公営住宅等災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 水道災害復旧事業
- 4 住宅災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 7 学校教育施設災害復旧事業
- 8 社会教育施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者支援施設等災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- エ 水防資機材費の補助の特例
- オ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- カ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- キ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第6節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、町は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

5 町税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、久米南町税条例の規定に基づき、町税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び軽減等被災者の負担軽減措置を講じる。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都

道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。